

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300019348**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、
「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2024 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2405001 2024.05 SAP MSPL-2405-A-0034-00

あしたも充実2

生存保障重視型平準払個人年金保険
(利率変動型)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1～

契約概要 P27～

注意喚起情報 P37～

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内 裏表紙

商品のポイント
説明はこちら



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命



第三者認証

152205004(3)

「あしたも充実2」は、人生 100年時代に備えた資産形成ができる、積立型の外貨建て年金保険です。

外貨運用とは…

2分でわかる!

解説動画を配信中

商品パンフレット



まとまった金額の保険料はちょっと…

最低5千円～、毎月定額だから

手軽に始められます!



P19



ただ積立てるより、できるだけふやしたいわ

外貨の好金利+トンチン性で

ふやす工夫が
あります!



P5,7



ライフプランにあわせて選びたいな

年金支払開始時に

いろいろな選択ができます!



P9,14

ライフプランの見直しに対応できる、柔軟なくみもあります。



P13



こんなご要望にもお応えできます



病気になって収入が減っても計画どおり資産形成を続けられるようにしたいな

三大疾病で保険料払込が困難になっても、ご契約を続けられます!

「三大疾病保険料払込免除特約*」をご契約時に付加することで、三大疾病により被保険者が所定の状態に該当された場合、**将来の保険料の払込みを免除**します。

P18

* 当商品パンフレットでは、「三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)」を「三大疾病保険料払込免除特約」と表記します。

「あしたも充実2」の特徴としくみ



商品パンフレット

¥ 円で払込み

・用語 保険料円払込金額を設定します。

月額 5千円 ～ 月額 40万円

・保険料払込期間を設定します。

10年 ～ 50年

※設定できない金額・期間があります。

\$ 外貨で 積立て

・保険料円払込金額を毎月、外貨建保険料に換算し、外貨の好金利で積立ってます。 P5.6

・トンチン性を活かして、ふやす工夫があります。 P7

【外貨建保険料の変動イメージ】



🎁 えらぶ

・確定年金、2つの終身年金から年金種類を選び、年金を受取ります。または、年金原資の一括受取を選ぶこともできます。

・年金支払開始日を繰下げて運用を継続することもできます。(継続運用(繰下げ))

【イメージ図】

※下図は保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。
※商品性を理解いただくために簡略化しています。

⚠️ この保険の年金支払開始日前の死亡保障および解約払戻金の詳細については、P15をご覧ください。

契約通貨



米ドル



豪ドル

据置期間

なし または 1年～30年

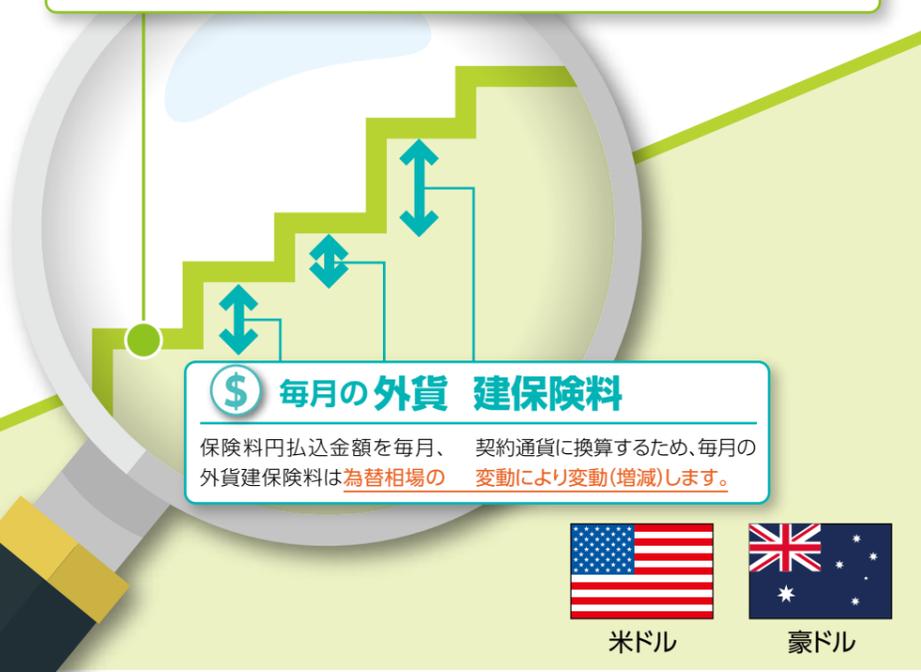
P8

三大疾病保険料払込免除特約の付加

P18

\$ 既払込保険料*

*当冊子では、外貨建保険料(主契約部分の保険料)の累計を「既払込保険料」と表記します。(「三大疾病保険料払込免除特約」の特約保険料は含みません。)



\$ 毎月の外貨 建保険料

保険料円払込金額を毎月、契約通貨に換算するため、毎月の外貨建保険料は為替相場の変動により変動(増減)します。



外貨の好金利



トンチン性

年金原資

以下から選択

- 確定年金
- 終身年金

または

一括

P9

継続運用(繰下げ)

P14

契約日

保険料払込期間

年金支払開始日

⚠️ ご注意ください

この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**
また、**為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。** P37～P38

用語説明



■ 保険料円払込金額

円でお支払いいただくお金のうち、外貨建保険料(主契約部分の保険料)に充当する金額のことをいい、円入金特約(平準払用)特約条項上の「円払込金額」をさします。

■ 年金原資

年金支払開始時における、将来の年金を支払うために必要な積立金額のことをいいます。



魅力1 外貨の好金利でふやします

毎月更改する積立利率で運用するしくみです。

- ・積立利率を毎月更改することで、市場金利の変動に緩やかに連動します。
- ・積立利率は最低保証積立利率(1.5%)を下回ることはありません。

- 契約日に適用される積立利率は、三井住友海上プライマリー生命が毎月設定する **用語** 基準利率となります。
- 契約日の翌月以後は、毎月の契約応当日ごとに積立利率を更改します。この積立利率は、契約日から該当する契約応当日までの基準利率を契約日および該当する契約応当日の属する月に対応する外貨建保険料で加重平均した利率となります。なお、契約日から契約日の月単位の応当日までの期間が120か月超*となった場合、適用する基準利率を変更します。

* ご契約時に設定した保険料払込期間が10年(据置期間はなし)の場合は60か月超
 ※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

積立利率の設定例

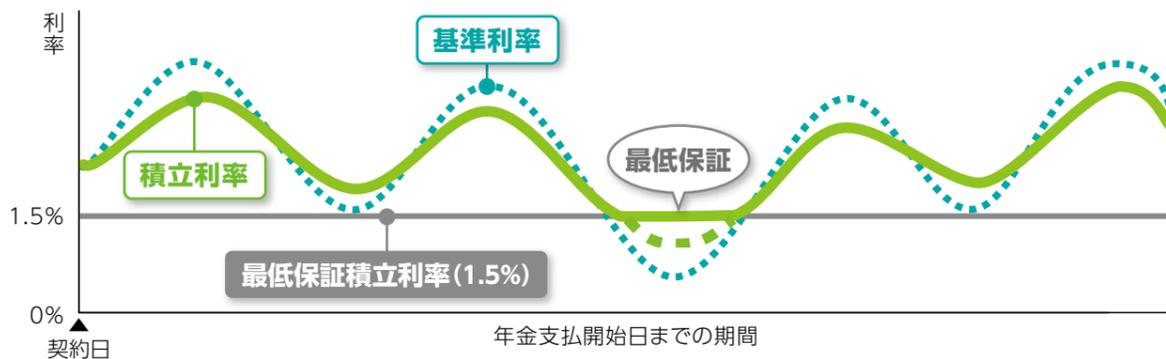
【前提条件】保険料円払込金額:5,000円

		1月	2月	3月
毎月の基準利率		① 2.00%	② 2.40%	③ 3.20%
毎月の外貨建保険料 (契約通貨への換算レート)		A36ドル (1ドル=140円)	B34ドル (1ドル=150円)	C39ドル (1ドル=130円)
各契約に適用される 毎月の積立利率 (右記が契約日の場合)	1月1日	2.00%	2.19% $(1 \times A + 2 \times B) \div (A + B)$	2.55% $(1 \times A + 2 \times B + 3 \times C) \div (A + B + C)$
	2月1日	—	2.40%	2.83% $(2 \times B + 3 \times C) \div (B + C)$
	3月1日	—	—	3.20%

※毎月の外貨建保険料はドル未満を切上げ、積立利率は小数点第3位を四捨五入しています。
 ※適用される積立利率等は、三井住友海上プライマリー生命のホームページでご確認いただけます。

積立利率と基準利率の推移

【イメージ図】



※上記は「積立利率と基準利率の推移」をイメージしたもので、将来の基準利率・積立利率を保証・予測するものではありません。

魅力2 為替リスクの低減が期待できます

長期間にわたり、定額の円を毎月外貨建保険料に換算するしくみで、値動きがある中でも換算為替レートを平準化する効果が期待できます。

ドルコスト平均法 といわれる方法を活用しています。



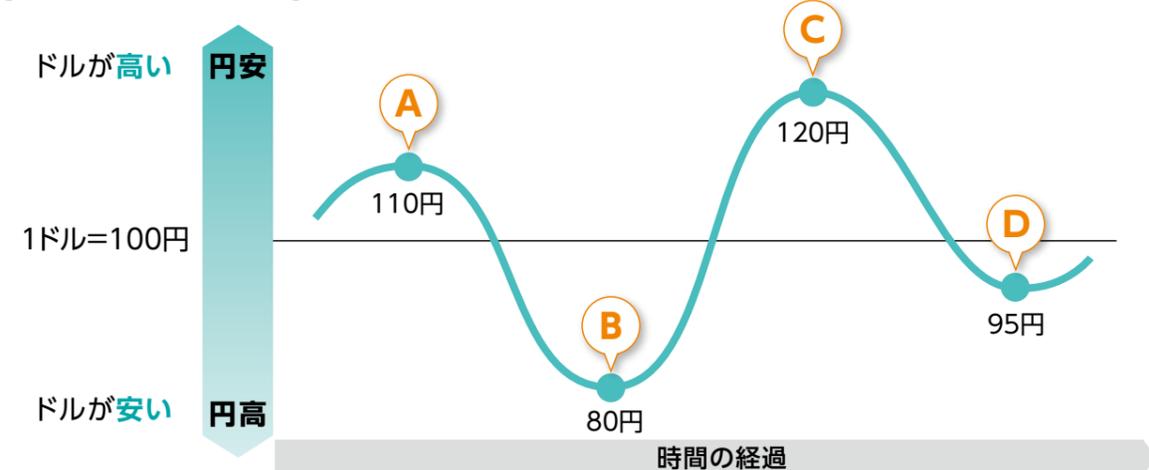
ドルコスト平均法による効果の例 ~100万円でドルを購入~

一括 **A** のタイミングで、100万円分のドルを一括購入した場合
 ▶ 100万円で、9,090ドル購入 **1ドルあたり 110円**

ドルコスト平均法 4回に分けて25万円ずつ毎月ドルを購入した場合

購入量: **A** 2,272ドル **B** 3,125ドル **C** 2,083ドル **D** 2,631ドル
 ▶ 100万円で、10,111ドル購入 **1ドルあたり 99円** **平準化**

【イメージ図(ドルの値動き)】



※上記の計算に使用した為替レートは仮定のものであり、実際の為替レートの変動を表したものではありません。

※上記は、ドルコスト平均法の効果をわかりやすく説明したものであり、この方法によって為替リスクを低減させる効果が保証されるものではありません。

※ドルの購入量は小数点以下を切捨て、1ドルあたりの購入金額は小数点以下を切上げて表示しています。

定額の円で定期的にご購入と、
購入量を自動的に調整できるのね。



用語説明



■ 基準利率

普通保険約款上の「基準積立利率」をさします。
積立利率を設定する際に用いられる利率をいい、原則として毎月1日に設定されます。



工夫 用語 トンチン性を活かします

年金支払開始日前の死亡保障および解約払戻金を低く抑え、年金原資を大きくするしくみです。

【トンチン性を活かすしくみのイメージ】



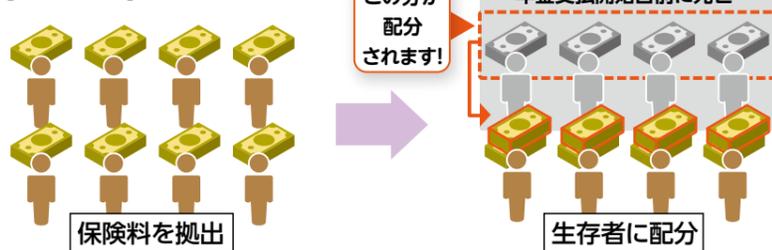
用語説明



■ トンチン性

「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができます。イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

【イメージ図】



2分でわかる!
解説動画を配信中

※上記は、トンチン性を簡易的に説明したもので、すべてを網羅するものではありません。また、その内容を保証するものではありません。

■ 契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)ごとのお取り扱い

契約年齢が 49歳以下 の場合		死亡保険金等を低く抑えて年金原資を大きくする 100%保障型 でのご契約となります。50歳を迎えた時点から、死亡保険金等をさらに低く抑える選択ができます。 P29
契約年齢が 50歳以上 の場合		100%保障型 または死亡保険金等をさらに低く抑えて、より年金原資を大きくする 70%保障型 のいずれかを選択いただけます。

さらに工夫 据置期間を設定できます

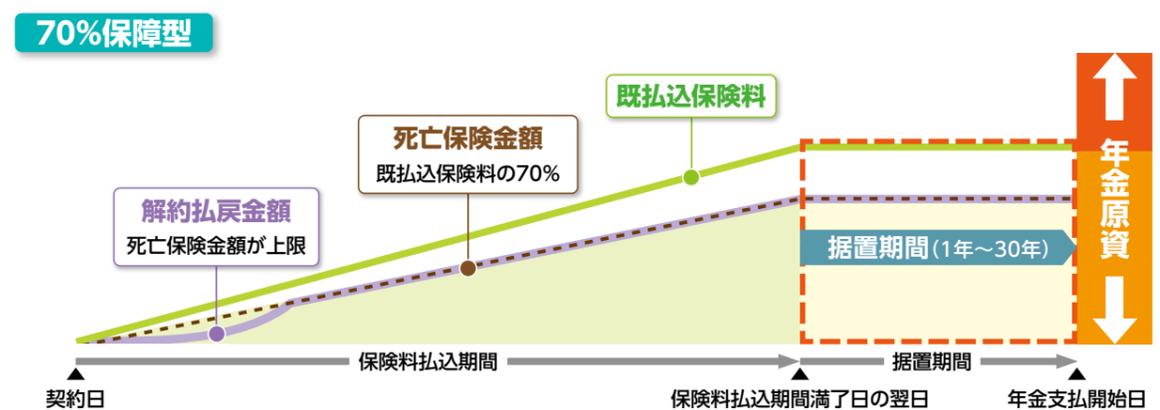
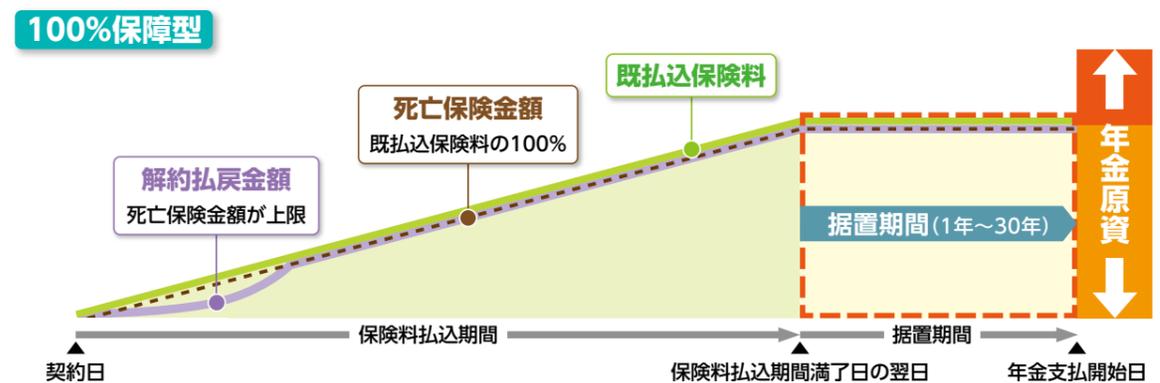
据置期間を設定することで、保険料払込期間満了後もトンチン性を活かし、年金原資をより大きくできます。

- 据置期間は、保険料払込期間満了から年金支払開始日までの期間をいい、ご契約時に、**なし または1年～30年(年単位)** で設定*することができます。
- 据置期間中も、死亡保険金および解約払戻金を抑制することで、トンチン性を活かして年金原資をより大きくできます。
- 据置期間中の死亡保険金は、以下のとおりです。また、解約払戻金は、死亡保険金額を上限とします。

100%保障型	契約通貨建て既払込保険料の100%
70%保障型	契約通貨建て既払込保険料の70%

* 年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳が上限となります。
 ※ご契約後に変更することはできません。

【イメージ図】



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
 ※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

据置期間中も外貨の好金利+トンチン性を活かして年金原資をより大きくするよ

年金の受取り①

為替の変動が心配な場合に活用できる便利な機能です



毎日見守る 円建受取額確保サポート機能

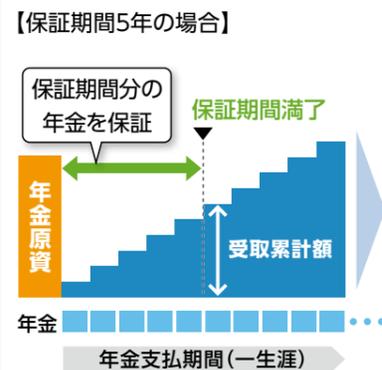
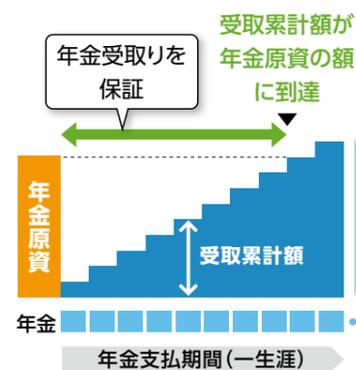
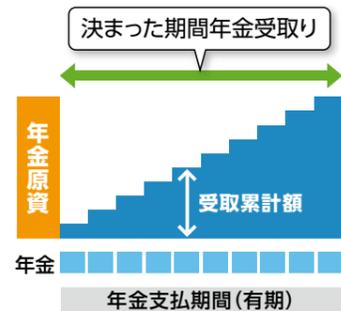
- 3つの年金種類から選択し、毎年定額の年金を受取ります。
- 年金支払開始年齢は、10歳～90歳です。

【年金種類と特徴】

確定年金	年金総額保証付終身年金	保証期間付終身年金
年金支払期間		
5年・10年・15年・20年から選択し、 その期間中 受取り	被保険者が生存している間、 一生涯 受取り	被保険者が生存している間、 一生涯 受取り
被保険者の死亡時の取扱い		
用語 未払年金現価を死亡一時金として受取り ※死亡一時金にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金を受取ることもできます。	受取累計額が年金原資の額に到達するまで、年金を引続き受取り ※死亡一時金はありません。	保証期間(5年・10年・15年から選択)分の 用語 未払年金現価を死亡一時金として受取り ※保証期間中に死亡された場合に限り ※死亡一時金にかえて、保証期間満了まで引続き年金を受取ることもできます。

イメージ図

【10年確定年金の場合】



一括受取 将来の年金の受取りにかえて、年金原資を一括で受取ることができます。

※年金支払期間中は、年金種類ごとに所定の期間、一括支払のお取扱いがあります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

用語説明



■ 未払年金現価

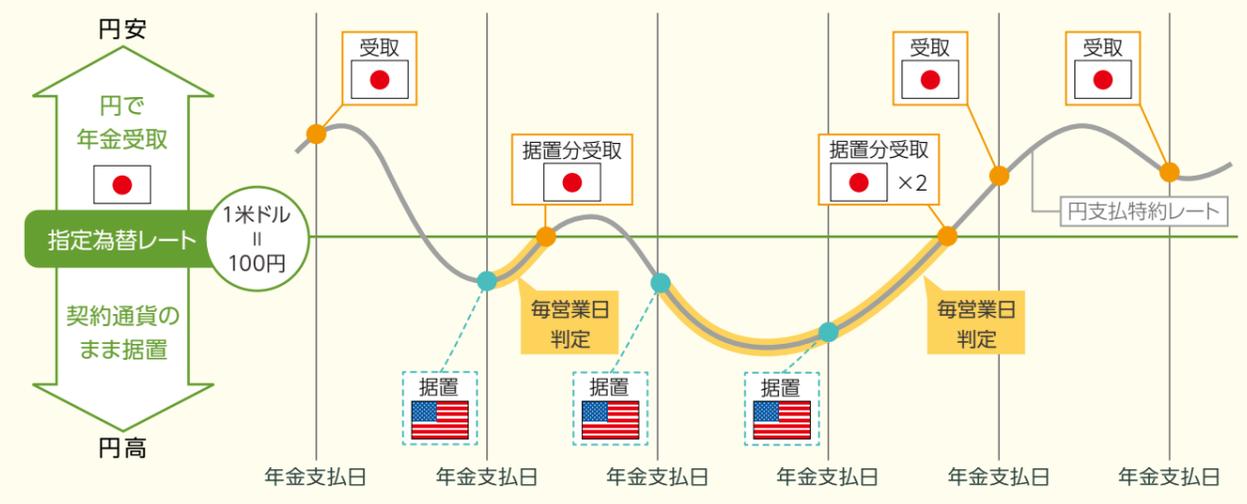
年金支払日の到来していない年金の現在価値を、三井住友海上プライマリー生命所定の利率を用いて計算したものです。

指定した為替レートと同じまたは円安になった場合に、年金を円で受取れます。(円換算額自動確保特約)

- 契約者*1に、指定為替レートを1銭単位で設定いただけます。
- 毎年の年金支払日*2の為替レート(円支払特約レート)が、指定為替レートと同じまたは円安になった場合は円でお受取りとなり、円高になった場合は外貨(契約通貨)のまま年金を三井住友海上プライマリー生命が定める利息を付して据置きます。
- 据置かれた年金(利息を含む)は、年金支払日の翌営業日以後の毎営業日、円支払特約レートが指定為替レートと同じまたは円安になった時に円でお受取りいただけます。
- 指定為替レート到達前でも、お客さまのお申し出により、据置かれた年金を契約通貨または円で引き出すことができます。

※据置かれた全額(利息含む)の引出となります。一部を引き出すことはできません。また、円換算額自動確保特約は解約されます。

【イメージ図(契約通貨が米ドル、年1回受取の場合)】



*1 年金支払開始日以後は、年金受取人となります。
*2 年金支払開始日の年単位の応当日となります。(分割支払を選択している場合は、分割支払日となります。)

■ 年金原資を一括で受取る場合にも活用できます。

年金支払開始日以後、円支払特約レートが指定為替レートと同じまたは円安になった時に年金原資を円でお受取りいただけます。

! ご注意ください

年金受取りの最終分(据置かれた年金とその利息を含む)については、最終の年金支払日の円支払特約レートが指定為替レートより円高の場合、契約通貨でお受取りいただけます。なお、年金受取人からお申し出があった場合は、円でお受取りいただくことが可能です。その場合、為替相場の影響で損失が生じる場合があります。



年金の分割支払について



年1回お受取りいただく年金は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)のお申し出により、年金分割支払特約を付加することで分割してお受取りいただけます。

分割支払回数

「あしたも充実2」の年金の分割支払は、分割支払日までの利息を付けて後払いでお支払いするお取扱いです。そのため、年金支払日にその年分の年金のお支払いはありません。

年2回 年金支払日の6か月後および12か月後の月単位の契約応当日

年6回 年金支払日の2か月後、4か月後、6か月後、8か月後、10か月後、12か月後の月単位の契約応当日

年金支払日が偶数月の場合、**奇数月支払**を選択いただくこともできます。

(分割支払日:年金支払日の1か月後、3か月後、5か月後、7か月後、9か月後、11か月後の月単位の契約応当日)

※年金奇数月支払特約を付加いただけます。

年12回 年金支払日の翌月以後の毎月の月単位の契約応当日

【例】年金支払日が4/1の場合

	年金支払日	分割支払日											
	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
年2回	お支払は ありません						●						●
年6回			●		●		●		●		●		●
奇数月支払		●		●		●		●		●		●	
年12回		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
参考 年1回		●											

※分割支払額は、年金額に所定の利息を付けた上で各回の支払額が均等になるように計算した額とします。

参考 公的年金の補完として活用いただける 奇数月 支払

公的年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金など)は、通常「偶数月」に支給されます。「あしたも充実2」の年金を**奇数月**支払とした場合、偶数月は公的年金、奇数月は「あしたも充実2」の年金と、毎月途切れることなくお受取りいただけます。

※契約日の属する月が偶数月の場合、年金奇数月支払特約を付加いただけます。

【イメージ図】



※上図は年金受取りのサイクルを示すイメージ図であり、「あしたも充実2」が公的年金と同額の年金をお支払いするという意味ではありません。

※公的年金のお取扱いについては、2024年1月1日現在の制度に基づくもので、将来変更されることがあります。詳しいお取扱いにつきましては、所轄の年金事務所または社会保険労務士等にご確認ください。

【ご確認ください事項等】

- 年金支払期間中に年金の分割支払回数を指定・変更・解除する場合、次に迎える年金支払日の年金から反映されます。
- 年金を分割でお受取りいただく場合、1回あたりの分割支払額は、契約通貨建てで250ドル以上となるよう分割支払回数をご選択いただけます。
- 分割支払中に契約が消滅した場合、または年金の一括支払が行われた場合で、分割された年金の未払分がある時は、未払分を一括して年金受取人にお受取りいただけます。
- 円でお受取りを選択している場合、契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円に換算してお受取りいただけます。
- 指定為替レートを設定している場合、契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)と指定為替レートを比較し、円でお受取りまたは契約通貨で据置きます。



年金支払開始日前に活用できる柔軟なしくみは、次ページをご覧ください。



保険料払込の停止、再開、保険料払込期間の延長

II 保険料払込の停止

契約日から10年以上保険料が払込まれている場合、保険料払込期間中に限り、保険料払込を停止できます。

- 保険料の払込プランが、半年払プランまたは年払プランの場合は保険料一括払期間、前納の場合は保険料前納期間経過以後に保険料払込を停止できます。

▶ 保険料払込の再開

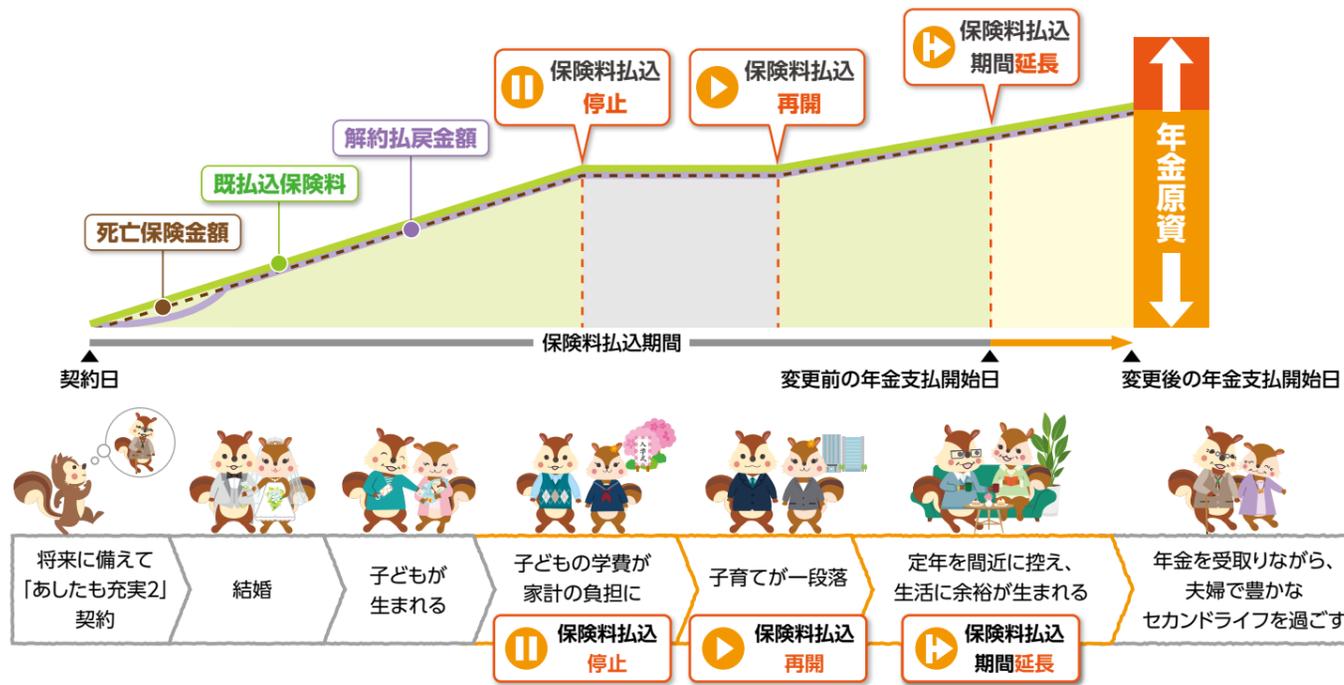
保険料払込の停止または自動停止中に、契約者のお申し出により、保険料払込を再開できます。

▶ 保険料払込期間の延長

保険料払込期間満了前に、所定の範囲内で保険料払込期間を延長(年単位・最長5年)できます。

- 「個人年金保険料税制適格特約」が付加された契約において保険料払込期間を延長した場合、延長後も引き続き個人年金保険料控除を受けることができます。

【イメージ図(100%保障型・ライフプランに応じて契約内容を変更する例)】



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
 ※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

⚠️ ご注意ください

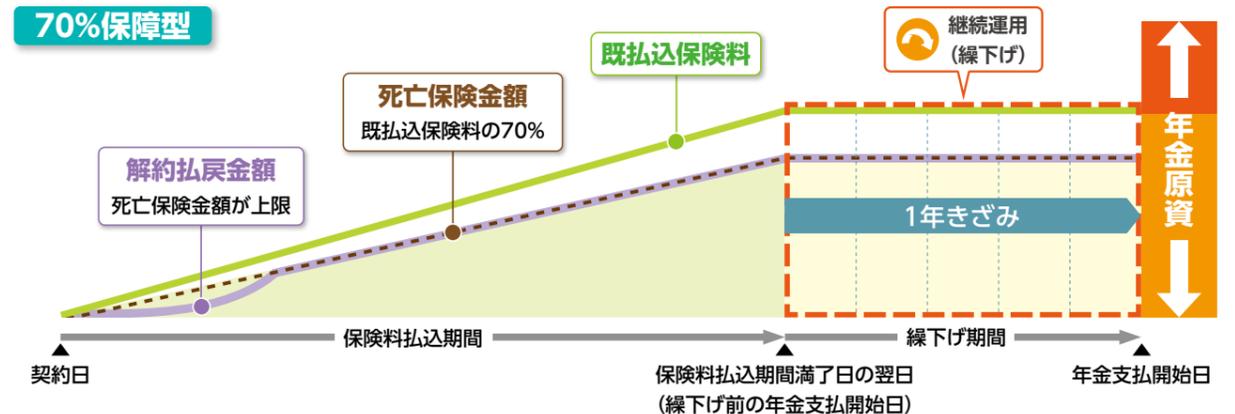
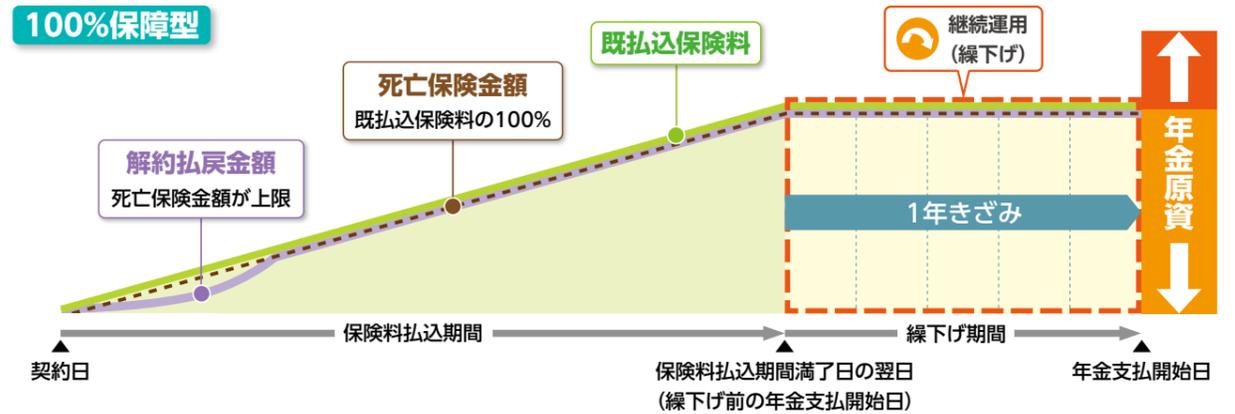
- 保険料払込の停止等が行われ、保険料が定期的に払込まれないこととなった場合、「個人年金保険料税制適格特約」が消滅し、以後「個人年金保険料控除」を受けることができません。
- 保険料払込の停止をした場合、しなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。

継続運用(繰下げ)

年金支払開始日の前日までに、年金支払開始日を**1年きざみ**で繰下げることができます。なお、繰下げ後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

※繰下げ期間を短縮することはできません。

【イメージ図(据置期間を設定していない場合)】



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
 ※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

繰下げ期間中も外貨の好金利+トンチン性を活かして年金原資をより大きくするよ

保険料円払込金額の減額

保険料円払込金額は、減額することができます。(減額後の保険料円払込金額の下限は5千円)

- 保険料の払込プランが、半年払プランまたは年払プランの場合は保険料一括払期間、前納の場合は保険料前納期間経過以後であれば、保険料円払込金額を減額できます。

⚠️ ご注意ください

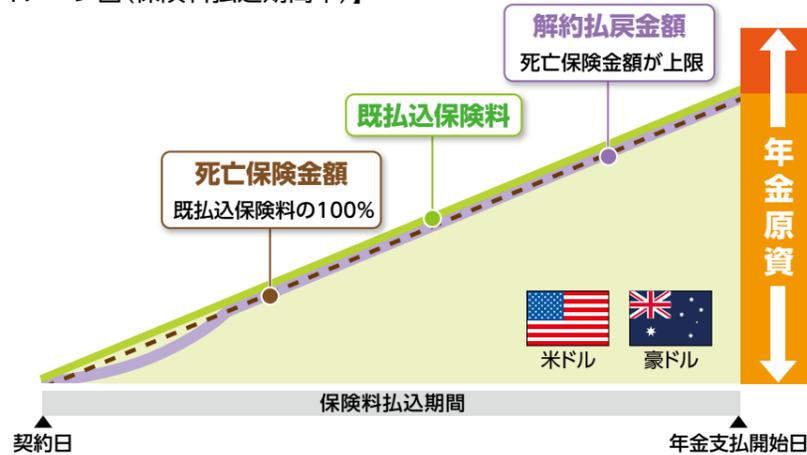
- 保険料円払込金額の減額をした場合、しなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。
- この保険は、保険料円払込金額を増額することができません。そのため、保険料円払込金額を減額した場合、元の保険料円払込金額に戻すことができません。



年金支払開始日前

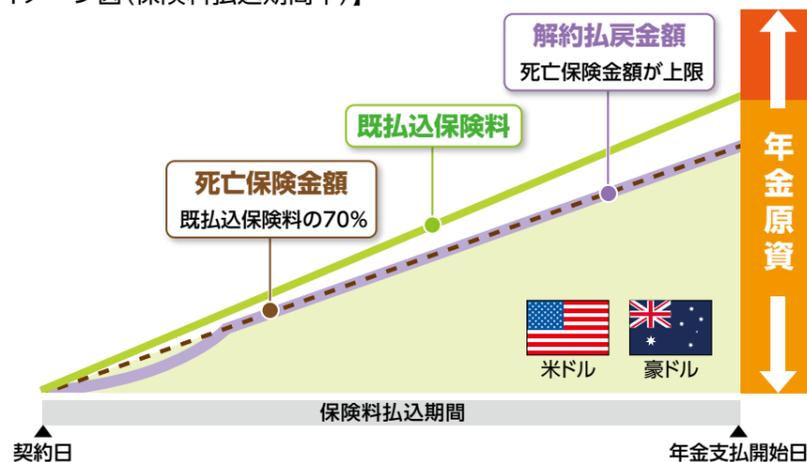
100%保障型 死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の**100%**となり、解約払戻金は死亡保険金額を上限とします。

【イメージ図(保険料払込期間中)】



70%保障型 死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の**70%**となり、解約払戻金は死亡保険金額を上限とします。

【イメージ図(保険料払込期間中)】



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。

※上図は、商品性を理解いただくために簡略化しています。

年金支払開始日以後

年金種類によって被保険者の死亡時の取扱いが異なります。詳細は、P9「被保険者の死亡時の取扱い」をご覧ください。

個人年金保険料控除を受けると、所得税と住民税が軽減されます。

- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、「一般生命保険料控除」とは別枠で、その年の保険料円払込金額が「個人年金保険料控除」の対象となります。
- 「個人年金保険料控除」を受けると、契約者(保険料負担者)の総所得金額等から生命保険料控除額が差引かれるため、課税対象の金額が減り、**所得税と住民税が軽減されます。**
- 「個人年金保険料控除」は、保険料払込期間中であれば毎年受けることができます。

※「個人年金保険料税制適格特約」を付加しない場合は、「一般生命保険料控除」の対象となります。

「個人年金保険料税制適格特約」を付加するためには

「個人年金保険料税制適格特約」を付加するためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- 年金受取人は契約者(保険料負担者)またはその配偶者のいずれかであること
- 年金受取人は被保険者と同一であること
- 保険料払込期間が10年以上であること
- 年金の種類が終身年金、または年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ年金支払期間が10年以上である確定年金であること

※成立後、②～④の条件を満たさない契約内容に変更することはできなくなります。

※契約者の変更により、①の条件を満たさなくなった場合、または保険料払込の停止等が行われ、保険料が定期に払込まれないこととなった場合には、この特約は消滅し、以後、「個人年金保険料控除」の対象として所得控除の適用を受けることができません。

どれくらい軽減されるかご存知ですか？

【所得税と住民税の概算軽減額(年間)】 個人年金保険の保険料を年間8万円以上支払い、所得税4万円、住民税2.8万円の生命保険料控除を受けた場合

課税総所得	合計軽減額 (A+B)	A 所得税軽減額 (所得税率)	B 住民税軽減額 (税率一律10%)
195万円以下	4,800円	2,000円 (5%)	2,800円
195万円超330万円以下	6,800円	4,000円 (10%)	2,800円
330万円超695万円以下	10,800円	8,000円 (20%)	2,800円
695万円超900万円以下	12,000円	9,200円 (23%)	2,800円
900万円超1,800万円以下	16,000円	13,200円 (33%)	2,800円
1,800万円超4,000万円以下	18,800円	16,000円 (40%)	2,800円
4,000万円超	20,800円	18,000円 (45%)	2,800円

※課税所得金額により所得税率が異なります。

※税率および保険料や控除額により軽減額は異なりますので、ご注意ください。

! ご注意ください

税制上のお取扱いは2024年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

三大疾病保険料払込免除特約



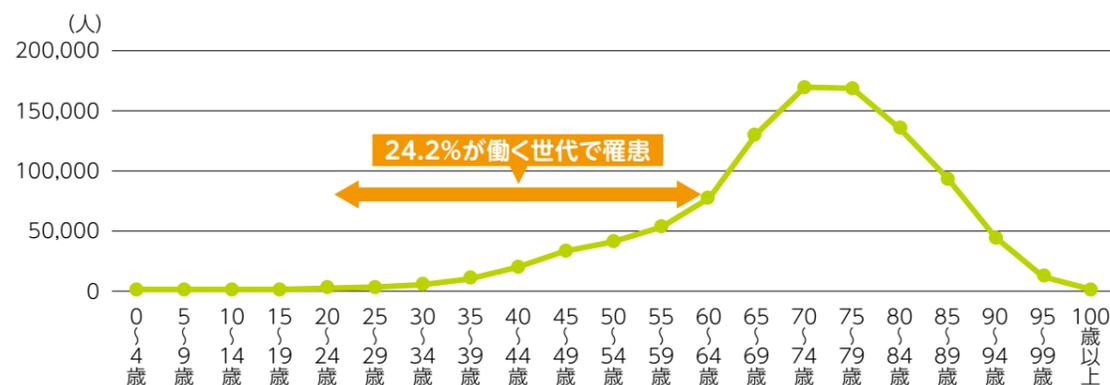
この特約の付加にあたっては、ご注意ください事項があります。
 注意喚起情報P46「三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)を付加した場合について」を
 必ずご確認ください。

まだ若いから、病気なんて他人ごと…?

■ ガン患者の4人に1人が働く世代の方です。

生涯でガンに罹患する確率は、男性が65.5%、女性が51.2%といわれています。
 2019年には、約90万人が新たにガンと診断されており、このうち**24.2%が働く世代(20歳～64歳)**の方です。

【年齢階級別がん罹患患者数(診断年2019年)】



【出典】 ●ガンに罹患する確率… 国立がん研究センターがん情報サービス「最新がん統計」(2019年データにもとづく)
 ●年齢階級別がん罹患患者数… 国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録をもとに三井住友海上プライマリー生命が作成)

■ 病気になったら、収入が減ってしまうかもしれません。

たとえば、ガン等の重篤な疾患に罹患した場合、これまでどおり働けなくなるかもしれません。

【罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況(退職した人の割合)】



【出典】独立行政法人 労働政策研究・研究機構
 「平成30年 病気の治療と仕事の両立に関する実態調査(WEB患者調査)」

「三大疾病保険料払込免除特約」を
 付加することで、
 病気になって収入が減っても、
資産形成を続けられるから安心です!



三大疾病保険料払込免除特約とは

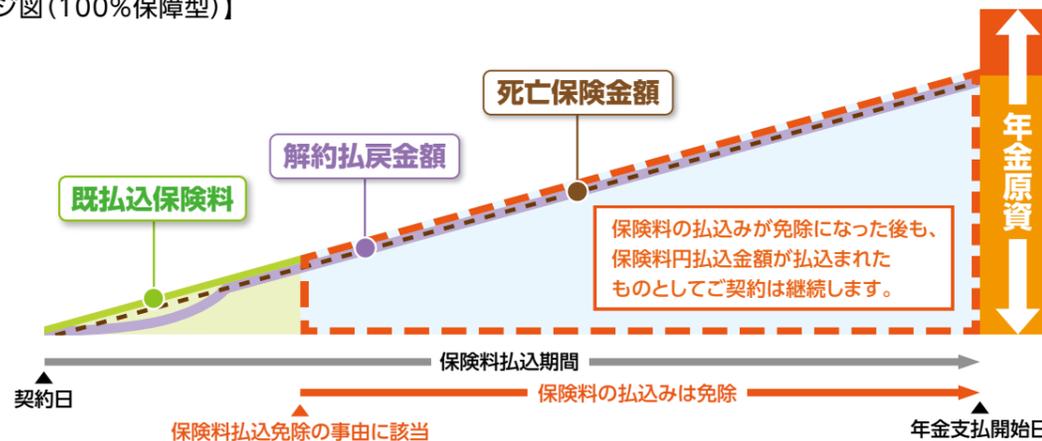
- ご契約時に付加することで、保険料払込期間中に、被保険者が以下のいずれかの事由に該当された場合、将来の保険料の払込みを免除します。**免除後も、保険料円払込金額が払込まれたものとしてご契約を継続します。**(中途付加のお取扱いはありません。)

ガン(悪性新生物*) * 上皮内ガンは除きます。	初めて 診断確定されたとき ※責任開始の日から90日以内に診断確定された場合は保険料の払込みを免除しません。
心疾患	入院されたとき 対象となる疾病の例：狭心症、心不全、心筋症、急性心筋梗塞 等
脳血管疾患	入院されたとき 対象となる疾病の例：脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血 等

※詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- この特約を付加する場合には、保険料円払込金額(主契約部分の保険料)とは別に特約保険料をご負担いただきます。
 なお、この特約保険料は「**介護医療保険料控除**」の対象となります。

【イメージ図(100%保障型)】



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
 ※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

■ この特約を付加する場合、被保険者の**健康告知が必要**です。

お手続きはチェックのみで簡単です!
 告知項目への該当がある場合はこの特約を付加できません。

告知は4項目!
 過去の病気・入院等、当社が確認する内容について、すべて「いいえ」であれば、この特約を付加いただけます。

! ご注意ください

- 保険料の払込免除の事由の発生前に限り、保険料円払込金額の減額やこの特約の解約ができます。なお、この特約には、解約払戻金はありません。
- この特約を付加した場合、保険料払込の停止、保険料払込の自動停止、保険料払込期間の延長はできません。

ご契約のお取扱い



契約通貨	米ドル／豪ドル	
保険料 円払込金額 (主契約部分の 保険料相当額)	最低	月額 5千円 (千円単位)
	最高	月額 40万円 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳しくは、P33をご覧ください。
保険料払込方法	月払	
保険料の 払込プラン	月払プラン	毎月、1か月分の保険料円払込金額*1を払込み
	半年払プラン	半年*2ごとに、6か月分の保険料円払込金額*1を一括払い
	年払プラン	毎年*2、12か月分の保険料円払込金額*1を一括払い ※保険料円払込金額を契約通貨に換算する際の 為替手数料がかかります。
	前納	2年以上(年単位*2)の年払プランの保険料円払込金額*1を前納 ※保険料円払込金額を契約通貨に換算する際の 為替手数料がかかります。 ※三井住友海上プライマリー生命所定の利率で 保険料円払込金額の割引があります。
<p>*1 「三大疾病保険料払込免除特約」を付加している場合、特約保険料をあわせてお払込みいただきます。 *2 年単位の契約応当日を基準とした期間とします。 ※保険料円払込金額は、以下の為替レートで契約通貨に換算します。 第1回保険料 : 責任開始の日の為替レート 第2回以後の保険料: 保険料の払込期月の前月末日の為替レート ※半年払プラン、年払プランまたは前納を選択された場合、 あらかじめお預かりした保険料円払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに 契約通貨に換算し、毎月の契約通貨建ての保険料とします。</p>		
保険料払込経路	<input type="checkbox"/> 口座振替 または <input type="checkbox"/> クレジットカード払い ※第1回保険料は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込も可能です。 ※前納する場合は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込となります。 ※クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱いとなります。	
振替日／カード利用日	振替日: 毎月27日(非営業日の場合は翌営業日)*3／カード利用日: 毎月10日 *3 半年払プランの場合、半年単位の契約応当日の属する月、 年払プランの場合、年単位の契約応当日の属する月となります。	
保険料払込期間／据置期間	保険料払込期間: 10年～50年 ／据置期間: なしまたは1年～30年 ※年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。	
契約日	責任開始の日*4の属する月の翌月1日 *4 責任開始の日は第1回保険料の払込経路に応じて次のとおりです。 <input type="checkbox"/> 口座振替またはクレジットカード払い: 申込日(「責任開始期に関する特約」付加) <input type="checkbox"/> 振込: 三井住友海上プライマリー生命が第1回保険料を受領した日 ※三大疾病保険料払込免除特約を付加した場合は、上記の日と告知日のいずれか遅い日	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳～80歳	
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
年金受取人	被保険者もしくは契約者	

死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族
年金支払開始年齢	10歳～90歳
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P40～P41をご覧ください。
保険料円払込金額の減額	減額後の保険料円払込金額: 月額 5千円 以上 ※減額についての詳細は、P31をご覧ください。
保険料円払込金額の増額	お取扱いいたしません
一部解約	お取扱いいたしません

特約、諸費用、解約、税金について

特約、諸費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

特約について	諸費用について	解約について	税金について
P32	P37～P38	P34	P47～P48

積立利率と為替レートのお問合せ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率 年金原資等を計算する際に適用される利率をいい、毎月の契約応当日(毎月1日)に更改されます。

基準利率 積立利率を設定する際に用いられる利率をいい、原則として毎月1日に設定されます。

指標金利 基準利率の設定に際して参考にする金利です。

為替レート この保険はあらかじめ円入金特約(平準払用)が付加されており、保険料を円で入金いただきます。為替レート*は、三井住友海上プライマリー生命が定めます。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-520-256

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。



指定代理請求人について

被保険者と年金受取人が同一人で、被保険者が年金等を請求する意思表示をできない場合等に、被保険者にかわって請求できる方です。

- ※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。
- ※被保険者と契約者が同一人で三大疾病保険料払込免除特約を付加した契約では、契約者が保険料の払込免除を請求する意思表示ができない場合に、指定代理請求人が契約者にかわって請求できます。

たとえばこんなとき・・・

- ・年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- ・年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと



年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば



指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者の配偶者

被保険者の直系血族
(子、孫、父母、祖父母など)

被保険者の3親等以内の親族
(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人について

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方です。あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

- ・年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと



年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次のとおりです。
①被保険者
②被保険者の配偶者
③年金受取人の法定相続人
そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば



後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者

被保険者の配偶者

年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族
(子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど)

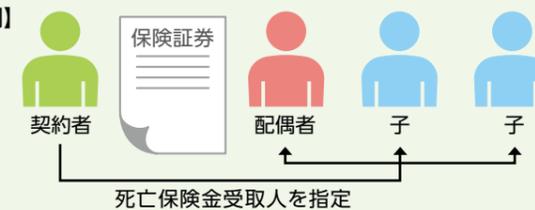
※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

受取人の指定について

万一に備えて、あらかじめ死亡保険金受取人や後継年金受取人を指定いただくことにより、スムーズな財産承継を生前から準備することができます。

死亡保険金受取人・後継年金受取人を指定できます。

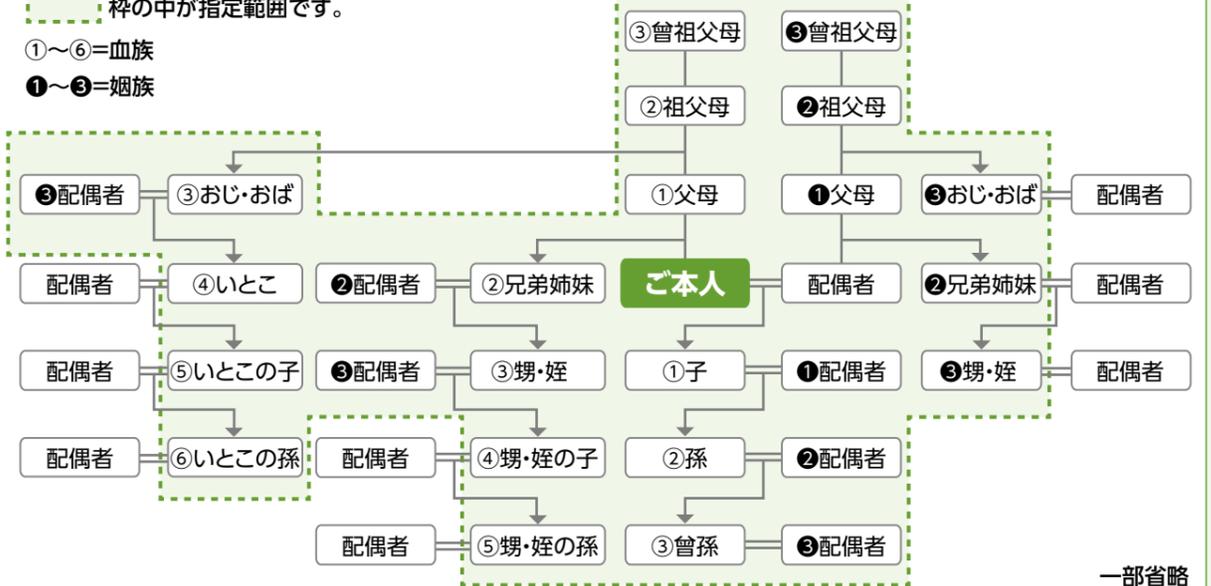
【例】



- 死亡保険金受取人および後継年金受取人は、それぞれ被保険者・年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

枠の中が指定範囲です。

①～⑥=血族
①～③=姻族



一部省略

※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。
(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)





お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ **プライマリー生命マイページ**

- ご契約内容の照会
 - 住所変更
 - 生命保険料控除証明書の再発行 等
- ※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書再発行等はサービスの対象外となります。
本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。

三井住友海上プライマリー生命ホームページ
<https://www.ms-primary.com>

プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話 **ご契約者さま専用ダイヤル**

- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター 受付時間 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

フリーダイヤル 0120-520-256

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。 ※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
保険料 払込期間・ 据置期間中	ご契約状況のお知らせ／生命保険料控除証明書 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 * ご契約状況のお知らせについて、郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。 ※生命保険料控除証明書は、保険料払込期間中のみ郵送します。
年金受取前	年金受取に関する請求書類 契約者あてに郵送します。 ※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。
年金受取中	年金証書／お支払通知書 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2024年5月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を书面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、未永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス



私だけ契約内容を把握しているのは不安だわ…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなったら、どうしたらよいだろう…

年金受取期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって当請求を行うことが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと

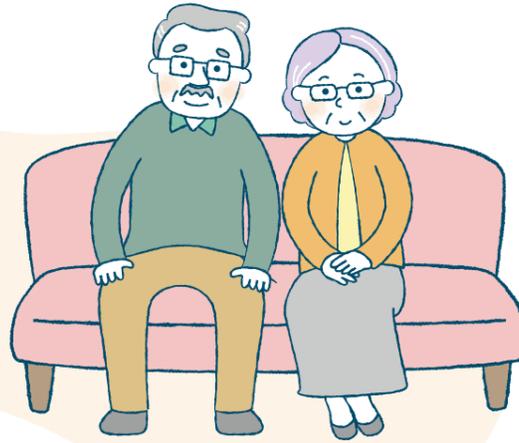


父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

契約締結前交付書面のご案内

「契約締結前交付書面」とは、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を「契約概要」「注意喚起情報」としてまとめたものです。



契約締結前交付書面ってどんな書面？～簡単 Q&A～

1 どんなことが書かれているの？

保険商品のしくみ、保障内容、引受条件、為替レートの変動が商品に与える影響等が記載されています。
為替レートの変動の影響については、イメージ図とともに解説しておりますので、より理解を深めていただけたら幸いです。

2 どんなことに注意すればいいの？

ご契約の締結・維持・運用等に係る費用がある他、外貨で契約する場合は、為替手数料等も発生しますので、諸費用の記載はよくご確認ください。また、為替リスクについてもよくご確認ください。

3 他にはどんなことが書かれているの？

クーリング・オフの条件やそのお申し出方法、保険金等をお支払いできない場合についても記載されています。
こちらもよくご確認ください。

簡単に確認いただける
動画も公開しています！



契約締結前交付書面 目次

📄 契約概要

1. この保険のしくみについて……………27
2. 積立利率について……………29
3. 保障の内容について……………29
4. 年金について……………30
5. 保険料払込の停止・自動停止・再開について……………31
6. 保険料円払込金額の減額について……………31
7. 配当金について……………31
8. 主契約に付加できる主な特約について……………32
9. ご契約のお取扱いについて……………33
10. 解約払戻金について……………34
11. 為替リスクについて……………34
12. 諸費用について……………34
13. 金銭の授受について……………35

⚠️ 注意喚起情報

1. 諸費用に関する事項の概要について……………37
2. この保険のリスクについて……………38
3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません……………39
4. この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です……………40
5. 責任開始期・生命保険募集人の権限について……………41
6. 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について……………42
7. 保険金等をお支払いできない場合について……………43
8. 解約と解約払戻金について……………43
9. 契約が消滅したときの保険料のお取扱いについて……………43
10. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について……………44
11. 為替リスクについて……………44
12. 預金等との違いについて……………44
13. その他のご注意いただきたい事項について……………45
14. 保険会社の商号と住所等について……………46
15. 税金のお取扱いについて……………47
16. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について……………49
17. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について……………49
18. (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について……………50

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨(米ドル・豪ドル)をご選択いただき、毎月お支払いいただく定額の保険料円払込金額を、所定の為替レートで契約通貨に換算し、その外貨建ての保険料を毎月更改される所定の積立利率で積立てる外貨建ての定額年金保険です。

※ 積立利率について詳しくは、P.29の「2.積立利率について」をご参照ください。

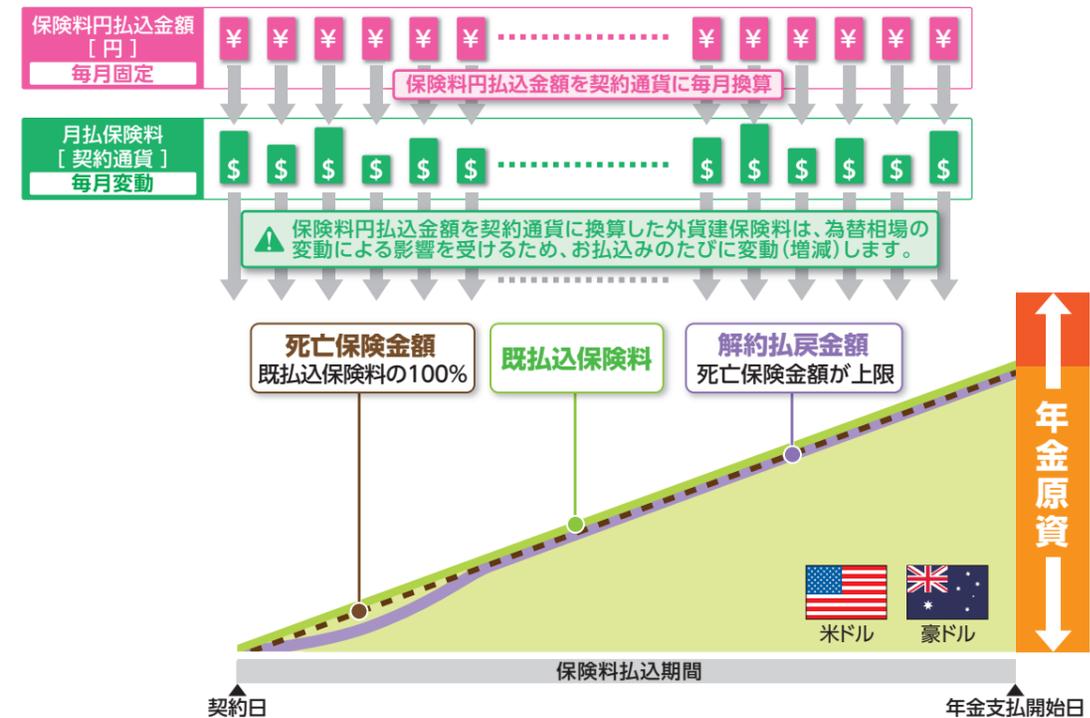
『あしたも充実2』の正式名称は、生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)です。

- 年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、将来の年金原資を大きくします。
- ご契約時に保険料払込期間と保険料払込期間満了から年金支払開始日までの期間(据置期間)を設定いただけます。
- 年金の受取方法として、確定年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付終身年金の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

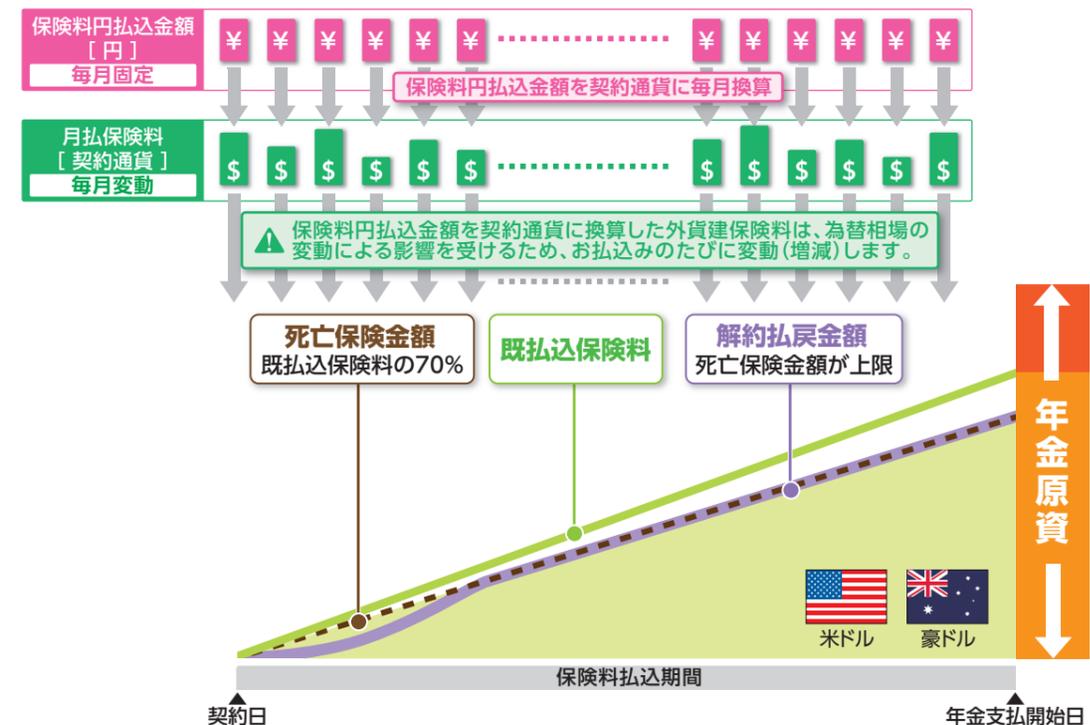
この保険は、為替の変動によるリスクがあります。そのため、保険金等の合計額が、お支払いいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.38の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【100%保障型のイメージ図】



【70%保障型のイメージ図】



※ 上図は保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。
 ※ 商品性を理解いただくために簡略化しています。

2 積立利率について

- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および契約時に定めた年金支払開始日までの期間に応じて三井住友海上プライマリー生命が毎月設定する基準利率となります。
- 市場金利の影響で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。
- 契約日後は、毎月の契約応当日ごとに積立利率を更改します。この積立利率は、契約日から該当する契約応当日までの基準利率を契約日および該当する契約応当日の属する月に対応する外貨建て保険料で加重平均した利率となります。なお、契約日から契約日の月単位の応当日までの期間が120か月超*となった場合、適用する基準利率を変更します。
<*> ご契約の際に保険料払込期間を10年(据置期間は0年)とされた場合は60か月超
※ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 基準利率は、契約時に定めた年金支払開始日までの期間および契約通貨に応じた指標金利に基づき三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.37の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 基準利率の水準にかかわらず、積立利率は最低保証積立利率(1.5%)が保証されます。
- 積立利率は、将来の年金および保険金を支払うために積立てる積立金額の計算に適用します。その計算にあたっては払込保険料から所定の費用を差引き、経過年月数に応じて計算します。そのため、積立利率は、年金原資の払込保険料総額に対する実質的な利回り(年複利)とは異なります。

3 保障の内容について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合の死亡保険金は、死亡保険金の型に応じて次のとおりとなります。契約年齢が49歳以下の場合は100%保障型、契約年齢が50歳以上の場合は100%保障型または70%保障型から選択いただけます。

死亡保険金の型	死亡保険金
100%保障型	契約通貨建て既払込保険料の100%
70%保障型	契約通貨建て既払込保険料の70%

- 100%保障型の場合、保険料払込期間中の被保険者の年齢が50歳以上となる年単位の契約応当日に、死亡保険金の支払額を変更することができます。この変更後に被保険者が死亡された場合の死亡保険金は、変更前の契約通貨建て既払込保険料の合計額の100%と、変更後の契約通貨建て既払込保険料の合計額の70%を合算した額となります。



- 免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 70%保障型の場合、または100%保障型で死亡保険金の支払額を変更した場合は、死亡保険金の額は契約通貨建て既払込保険料を下回ります。

4 年金について

1. 年金受取

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

- **確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】**

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受取りいただけます。

- **年金総額保証付終身年金**

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまで、年金を引続きお受取りいただけます。死亡一時金はありません。

- **保証期間付終身年金【保証期間：5年、10年、15年】**

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金としてお受取りいただけます。

※ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



- 将来受取る年金額は、年金支払開始日における年金原資および基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。
- 保証期間付終身年金は、被保険者が早期に死亡される、または保証期間中に年金の一括受取をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 継続運用

年金支払開始日を1年単位で繰下げることにより、運用を継続することができます。



繰下げ後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

5 保険料払込の停止・自動停止・再開について

- 契約日からその日を含めて10年以上にわたり保険料が払込まれた場合で、かつ保険料払込期間中に限り、ご契約者のお申出により保険料の払込みを停止して、ご契約を有効に継続することができます。(保険料払込の停止)
また、猶予期間内に保険料が払込まれない場合には、払込期月の保険料から払込が停止されたものとして取扱い、ご契約を有効に継続させます。(保険料払込の自動停止)
- 保険料払込の停止または自動停止している場合で、かつ保険料払込期間中に限り、ご契約者のお申し出により、保険料払込を再開することができます。

※ 詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



- ・ 保険料払込の停止をした場合、保険料払込の停止をしなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。
- ・ 「個人年金保険料税制適格特約」が付加された契約で、保険料払込の停止等が行われ、保険料が定期に払い込まれないこととなった場合、この特約は消滅します。そのため、保険料払込を再開した場合の以後の払込保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

6 保険料円払込金額の減額について

次のすべてを満たす場合、毎月の保険料円払込金額を減額することができます。

減額
① 減額後、毎月の保険料円払込金額が5千円以上であること
② 保険料一括払期間中または前納期間中でないこと



- ・ 保険料円払込金額を減額した場合、減額しなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。また、ご契約後早期に減額した場合には、保険料から控除される費用の影響により、契約通貨建て既払込保険料に対する年金原資の割合は、多くの場合、減額しなかった場合と比べて小さくなります。
- ・ この保険は、保険料円払込金額を増額することができません。したがって、減額後、元の保険料円払込金額に戻すことはできません。

7 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 主契約に付加できる主な特約について

- **三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)**
保険料払込期間中に三大疾病(ガン(悪性新生物<*1>)、心疾患、脳血管疾患)により被保険者が所定の状態に該当された場合、将来の保険料の払込みを免除します。
- **個人年金保険料税制適格特約**
ご契約が所定の条件をすべて満たす場合に限り、保険料円払込金額が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当し、「個人年金保険料控除」の適用を受けることができます。
- **遺族年金支払特約**
被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。
- **円支払特約**
外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日<*2>における所定の為替レートとなります。
- **年金円支払特約**
外貨建ての年金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日<*2>における所定の為替レートとなります。
- **円換算額自動確保特約**
契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)があらかじめ為替レート(指定為替レート)を設定することで、毎年の年金支払日<*2>の円支払特約レートが、指定為替レートと同じまたは円安になった場合は円で年金をお支払いし、円高となった場合は、三井住友海上プライマリー生命が定める利息を付して契約通貨で据置きます。据置き後も毎営業日判定を行い、指定為替レートと同じまたは円安になった場合に円で年金(利息を含む)をお支払いします。
- **年金分割支払特約**
年金を年2回、年6回、年12回に分割してお受取りいただけます。
- **年金奇数月支払特約**
年金支払日が偶数月の場合、年金を6回に分割し、奇数月の月単位の契約応当日にお受取りいただけます。
- **指定代理請求特約**
あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人等にかわって年金等を請求することができます。

<*1> 上皮内ガンは除きます。

<*2> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

9 ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル/豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額5千円(千円単位)
	最高	月額40万円
保険料払込方法		月払
保険料の 払込プラン	月払プラン	毎月、1か月分の保険料円払込金額< * 1 >を払込み
	半年払プラン	半年< * 2 >ごとに、 6か月分の保険料円払込金額< * 1 >を一括払い
	年払プラン	毎年< * 2 >、12か月分の保険料円払込金額< * 1 >を一括払い
	前納	2年以上(年単位< * 2 >)の 年払プランの保険料円払込金額< * 1 >を前納 ※ 三井住友海上プライマリー生命所定の利率で保険料円払込金額< * 1 >の割引があります。
		< * 1 > 「三大疾病保険料払込免除特約(平準払込額保険用)」を付加している場合、特約保険料を含みません。 < * 2 > 年単位の契約応当日を基準とした期間とします。 ※ 半年払プラン、年払プランまたは前納を選択された場合、あらかじめお預かりした保険料円払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに契約通貨に換算し、毎月の契約通貨建ての保険料とします。
保険料払込経路		口座振替/クレジットカード払い ※ 第1回保険料は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みも可能です。 ※ 前納する場合は三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込となります。 ※ クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱となります。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳~80歳
保険料払込期間/据置期間		保険料払込期間:10年~50年/据置期間:1年~30年 ※ 据置期間は設定しないこともできます。 ※ 年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。
年金支払開始年齢		10歳~90歳
年金支払期間		確定年金:5・10・15・20年/ 年金総額保証付終身年金・保証期間付終身年金:終身
保険料円払込金額の減額		減額後の毎月の保険料円払込金額5千円以上 ※ 減額後、毎月の保険料円払込金額が5千円以上であること、保険料一括払期間中または前納期間中でないことが必要です。
保険料円払込金額の増額		お取扱いいたしません
一部解約		お取扱いいたしません

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の平準払保険のご契約がある場合、保険料円払込金額の累計額を合算し、この合算額の上限は7億円となります。

※ この保険には、円入金特約(平準払用)が付加されております。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

10 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 年金支払開始日前の解約払戻金額は、死亡保険金の型に応じて次のとおりとなります。

100%保障型	契約通貨建て既払込保険料に100%を乗じた金額または積立金額のいずれか小さい額
70%保障型	契約通貨建て既払込保険料に70%を乗じた金額または積立金額のいずれか小さい額

- 100%保障型で、死亡保険金の支払額を変更した場合の解約払戻金額は、変更前の契約通貨建て既払込保険料に100%を乗じた金額と、変更後の既払込保険料に70%を乗じた金額を合算した額または積立金額のいずれか小さい額となります。



- ・ 解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。
- ・ 解約払戻金額は、契約通貨建て既払込保険料を下回る場合があります。

11 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨で受取る場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.38の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

12 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.37の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

13 金銭の授受について

この保険に係る保険金等のお支払い等は、原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● 年金支払開始日前にご負担いただく費用

- ・ 払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
- ・ 年金支払開始日前に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、契約時に定めた年金支払開始日までの期間および契約通貨に応じた指標金利の-1.0%~+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、基準利率は0.01%を下回ることはありません。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

- ・ 契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。

※ これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。

※ 指標金利、基準利率および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の円入金特約(平準払用)レート	TTM + 50銭< * >
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM - 50銭

< * > 年払プランおよび前納の場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お申込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込みのたびに変動(増減)します。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4 この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面】
書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥初回払込金額	⑥30,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】
メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) からとなります。

<お手続き方法>
三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
 フリーダイヤル 0120-125-104
 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、下表のとおり、三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

第1回保険料払込方法	三大疾病保険料 払込免除特約 (平準払定額保険用)	責任開始の日
口座振替、クレジットカード払い 〔責任開始期に関する特約〕付加	付加なし	申込日
	付加あり	申込日または告知日の いずれか遅い日
上記以外	付加なし	第1回保険料受領日
	付加あり	第1回保険料受領日または 告知日のいずれか遅い日

契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について

保険料は、払込期月＜*1＞内にお払込みください。また、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

＜*1＞ 第2回保険料の払込期月は契約日の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月単位の契約当日の属する月の初日から末日までとします。

保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。

猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合には、保険料払込を停止し、ご契約を有効に継続することができます。

〔責任開始期に関する特約〕を付加した場合の第1回保険料の払込み＜*2＞にも猶予期間＜*3＞があります。ただし、その猶予期間内に払込まれない場合、保険契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、三井住友海上プライマリー生命では一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けいたしません。

＜*2＞ 払込期間は、責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までとします。

＜*3＞ 第1回保険料の払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日までとします。

一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。ただし、三大疾病保険料払込免除特約（平準払定額保険用）を付加している契約については、健康状態などによっては、同特約を復活できない場合があります。

7 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

■ ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができません。

■ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合には、保険金等のお支払いはできません。

■ 重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできません。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

■ 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

8 解約と解約払戻金について

■ 解約による払戻金額は、年金支払開始日前の死亡保険金の型によって異なります。

■ 詳細については、「契約概要」P.34の「10.解約払戻金について」をご参照ください。

9 契約が消滅したときの保険料のお取扱いについて

■ この保険は、保険料をお払込みいただいた後、その保険料の払込期月の途中でご契約が消滅したとき（解約時、死亡保険金支払時等）に、払込まれた保険料のうち、払込期月内の未経過期間に応じた保険料相当額を払戻すお取扱いはありません。なお、一括払いまたは前納された保険料円払込金額のうち、払込期月が未到来である分については、ご契約者（死亡保険金支払時は死亡保険金受取人）に返還いたします。

10 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

■ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

■ 三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL:03-3286-2820）までお問い合わせください。

11 為替リスクについて

■ 為替リスクについては、P.38の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

12 預金等との違いについて

■ この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

■ この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

13 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始の日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、為替相場等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)を付加した場合について

● 告知義務について

契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。

特約の締結にあたっては、現在の健康状態等を「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」で三井住友海上プライマリー生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、三井住友海上プライマリー生命は「告知義務違反」としてこの特約を解除することがあります。この場合、保険料の払込みを免除することができません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取扱います。ただし、保険料の払込みを免除する事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合は、保険料の払込を免除します。

告知受領権は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

三井住友海上プライマリー生命の社員または三井住友海上プライマリー生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険料の払込免除のご請求の際、その内容等についてご確認させていただく場合があります。

● 保険料の払込を免除することができない場合について

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合には、保険料の払込を免除することはできません。

主契約の重大事由によりご契約が解除された場合のほか、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合などにも保険料の払込を免除することができないことがあります。

告知義務違反によりこの特約が解除となった場合や責任開始期以前に発病した場合は、保険料の払込を免除することができないことがあります。

● 契約が消滅したときの保険料のお取扱いについて

一括払いまたは前納された特約保険料のうち、払込期月が未到来である分については、ご契約者(死亡保険金支払時は死亡保険金受取人)に返還いたします。

14 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

15 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算した上で、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。なお、この保険には円入金特約(平準払用)が付加されていますので、お申し込みいただいた保険料円払込金額について、円建ての生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
年金	年金支払日	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場(TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)

● 払込保険料の税務

- 主契約の保険料について、1月から12月までにお申し込みいただいた正味保険料の合計額が、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。また、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、「一般の生命保険料控除」とは別枠で、「個人年金保険料控除」の対象となります。
- 「三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)」を付加した場合、その特約部分の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

※ 全期前納等を行った確定年金のご契約を5年以内に解約された場合、解約時の差益に対し、20%源泉分離課税がかかります。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

受取時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金 / 保証期間付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税<*2>	
	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	

<*2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2024年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

16 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人等である契約において、その年金受取人等に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人等にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

17 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

お問い合わせ・
ご相談受付先

18 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

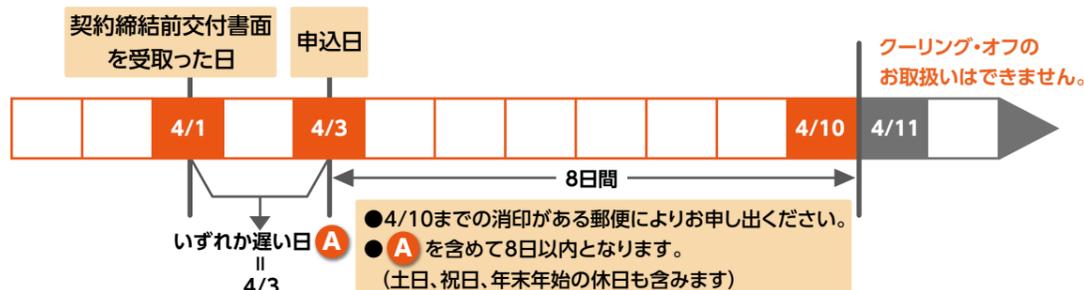


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P40～P41にてご確認ください。

【イメージ図】(書面で手続きする場合の例)



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「年金支払開始日前にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P37～P38にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。
外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。



為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。
契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P38にてご確認ください。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



為替リスクとは…

2分でわかる! 解説動画を配信中



死亡保険金額および解約払戻金額が抑制されています。

- ・100%保障型の場合、死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の100%となり、解約払戻金は死亡保険金額を上限とします。
- ・70%保障型の場合、死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の70%となり、解約払戻金は死亡保険金額を上限とします。

死亡保険金についての詳細は、「契約概要」P29にてご確認ください。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P34にてご確認ください。



保険料が払込まれない場合、ご契約が失効します。

10年以上の保険料の払込みを行う前に、保険料払込の猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約が失効します。一旦失効した契約であっても、所定の期間内であればご契約の復活を請求できます。

ご契約の失効・復活についての詳細は、「注意喚起情報」P42にてご確認ください。